

## 判例研究

# 同性婚をめぐる合衆国最高裁判所の2判決

根本 猛

### はじめに

世界中が注目した判決が、2013年6月26日にあった。

同性愛行為の処罰を違憲と判断した10年前のローレンス判決<sup>(1)</sup>と同じくケネディー裁判官の法廷意見で、合衆国最高裁判所は、結婚防衛法(Defense of Marriage Act、以下、DOMAという)は違憲であるという同性愛者の主張を支持した<sup>(2)</sup>。

DOMAは、1996年に制定された連邦法で、結婚は異性間に限ると定義し、この定義に当てはまらないカップルには、税制や社会保障など連邦法上、異性間の結婚に与えられる特典を認めないとするものだった。

実は、DOMA制定時には、全米で同性婚を認める州はひとつもなかった。その意味では、DOMAは同性婚を容認する州が現れること懸念して先手を打ったといえる。実際、マサチューセッツ州など同性婚を認める

---

<sup>(1)</sup> Lawrence v. Texas, 539 U.S. 558(2003). なお、『アメリカ法判例百選』(2012年)の大野友也の解説、抽稿「実体的適正手続の新たな射程—いわゆるソドミー法をめぐる」法政研究第9巻4号47頁(2005年)参照。

<sup>(2)</sup> United States v. Windsor, 133 S.Ct. 2675 (2013). この問題についての手軽な解説として、宍戸常寿「合衆国最高裁の同性婚判決について」法学教室396号156頁(2013年)が有益である。

なお、石田若菜「同性婚と異性婚における法的保護の平等」比較法雑誌46巻3号313頁(2012年)が、DOMA制定の経緯や連邦下級審の違憲判決について詳しい。

州は次第が増えて、後述のカリフォルニア州を含めると13州とワシントンDCが同性婚を容認し、その効果は全米の人口の3分の1以上に及んでいるという。

アメリカ法においては、家族法は州法の領域であるとされ、婚姻適齢など結婚についても、同様であると考えられてきた。そして、ある州で合法的な結婚は、連邦や他州においても結婚と認められるという扱いになっていた<sup>(3)</sup>。DOMAは、州が同性婚を認めるのを直接禁止するものではない。しかし、この原則に例外を設け、同性婚だけはある州が認めても、連邦法上は結婚とは認めないという扱いをするものだった<sup>(4)</sup>。

## 一 ウインザー判決

### 1 事実の概要

原告ウインザー（女性）は、同性婚が認められていたカナダのオンタリオ州で2007年にスパイヤー（女性）と結婚し、この結婚をニューヨーク州も認めていた。2009年にスパイヤーが死亡し、すべての財産はウインザーに遺された。ウインザーは、配偶者が受けられる連邦財産税の免除を申請したが、同性婚を結婚とは認めないDOMA 3条の規定により阻まれ、363ドルの財産税を納付した。

DOMAが平等保護に違反すると主張して、ウインザーが財産税363ドルの返還を求めたのが本件訴訟である。

訴訟係属中に司法長官は下院議長に、司法省はDOMA 3条の合憲性を

---

<sup>(3)</sup> なお、今回は争われなかったが、DOMA 2条は、州が他州の同性婚の承認を拒否することを認めている。

<sup>(4)</sup> DOMA 3条は、連邦法や連邦政府機関の規則などの意味を決定するにあたって「『結婚』とは、夫婦としてのひとりの男性とひとりの女性との法的結合のみを意味し、『配偶者』とは、夫または妻の異性の者のみを指す」とする。1 U.S.C. § 7.

支持しない旨を通知した。この通知に呼応して、下院のBLAG（超党派法律顧問団）がDOMA 3条が合憲であるとして訴訟参加を申し出た。連邦地裁はこの訴訟参加を認めた。

本案について、連邦地裁はDOMA 3条は違憲と判断し財産税363ドルと利息の返還を命じる連邦政府敗訴の判決を下した。第2巡回区連邦控訴裁判所も地裁判決を支持した。

連邦最高裁判所も、5対4の一票差だったが、原判決を支持した。5裁判官を代表してケネディー裁判官が法廷意見を述べた<sup>(5)</sup>。法廷意見は、BLAGにスタンディングありとしたうえで、DOMAは違憲とする。

これに真っ向から異を唱えるのがスカリア裁判官で、最高裁判所には本件を審理する権限がないとしたうえで、本案判断についてもDOMAは合憲とする。トーマス裁判官がこれに同調し、ロバーツ首席裁判官も前半部分にだけ同調している。首席裁判官の反対意見は、最高裁判所の審理権なしとする点についてもDOMA合憲判断についてもスカリア反対意見に賛成するが、DOMA合憲判断についてはスカリア反対意見よりも穏やかなトーンである。

最後にアリトー裁判官の反対意見は、スタンディングに関しては最高裁判所には本件の審理権ありとするが、本案についてはDOMAは合憲としている。

---

<sup>(5)</sup> Klarmanによると、同性愛に理解があるケネディー裁判官だったからこの結論になったのであり、他の争点なら、ケネディー裁判官は保守派に同調した可能性が高い。Klarman, Windsor and Brown : Marriage Equality and Racial Equality, 127 Harv. L. Rev. 127, 138 (2013).

## 2 ケネディー裁判官の法廷意見（ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調）

### I 事実の概要（省略）

### II スタンディング

当裁判所には本件を審理する権限がある。本件が地裁において司法的解決に適した、対立する当事者間の具体的な紛争を提起していたことは明らかである。大統領が財産税の返還を拒否しているのに、DOMA 3条の合憲性を支持しないと決定したことが、問題を複雑にしている。地裁が財産税の返還を命じた時点で訴訟は終了し、上訴は却下されるべきだったと主張されている。しかし、この主張は、憲法3条の司法権の要件とその行使にあたっての司法の謙抑性の要請とを混同している。

本件において、連邦政府は、上訴においても当裁判所においても、憲法3条の要件を満たすに十分な利害関係を保っている。DOMA 3条には反対であったとしても、ウインザーに支払うよう命じられた財産税の返還は、真性かつ直接の損害にあたる。ウインザーは引き続き財産税の返還を求め、連邦政府がそれを拒否している以上、本件は憲法3条の争訟にあたる。

しかし、司法の謙抑性の要請は、「具体的な対立」が存在することを求めている。この検討にあたっては、通常は司法権の行使を控えるべき配慮を上回る反対事情のひとつとして、対立する争点の提示が、法律の合憲性を力強く擁護する「法廷の友」の訴訟参加によってどの程度確保されるかがある。

本件においては、BLAGの実質的なDOMA 3条合憲の主張が、主要な当事者が異を唱えない判決に対する上訴を審理すべきでないという司法の謙抑性の懸念を満足させる。当裁判所が、司法の謙抑性の要請によっ

て訴えを却下すれば、膨大な訴訟があとに続くことになる。国じゅうの連邦地裁は、先例のガイドなしに、税金の返還訴訟のみならず、1,000以上の連邦法令にかかわるDOMA全体に関する訴訟のなかに置かれる。

大統領がある法律が違憲だという点で原告に同意すると、違憲審査を排除する十分な理由となるなら、法律の合憲性を判断する最高裁判所の主要な役割は、大統領の判断の次にすぎないものになる。これは「連邦法が憲法に抵触すると主張されているときには、法が何かを言うことは断固として司法部の職分であり義務である」という権力分立の明白な命令を損なうことになる。同様に、連邦議会が可決し大統領が署名した法律について、ある時点で大統領は、自身の判断により最高裁判所の決定なしに、連邦法を無効にできるならば、権力分立に対する重大な挑戦である（大統領は訴訟で違憲の主張に同調すれば、最高裁判所の判断も回避できるし議会の頭越しに連邦法を廃止できる、という意味）。

この結論は、司法の謙抑性の要請によって上訴を却下すべきという主張が実体のないものだと言っているわけではない。しかし、ある法律が違憲であると判断したときに大統領が困難な選択に直面することは認識すべきである。さらに、法律の合憲性が疑問であるときに、大統領は、連邦議会にその改廃を求めるのではなく、裁判所の判断を求めるのが通常も適切であると示唆するものでもない。しかし、本件は通常の事件ではない。BLAGの十分な合憲の主張は、本案判断が司法の謙抑性の要請に曇らされないことを保証し、その判断は、連邦政府と何十万人もの人々に直接的な重要性がある。こうした状況によって、本案判断を行うことは支持される。

### Ⅲ 本案－結婚についての州の権限

歴史と伝統によれば、結婚の定義と規制は、各州の権限と領域のなかにあるものと扱われてきた。連邦議会は、連邦の政策を推し進めるため

に、結婚の意味を定義する限定的な法律を制定したことはあるが、DOMAは、1,000以上の連邦法令全体に適用されるもので、はるかに適用範囲が広い。また、その作用は、ニューヨーク州と他の11州が保護しようとするクラスの人々に向けられている。こうした介入の正当性を評価するには、結婚に関する州の権限の範囲について歴史的・伝統的検討が必要である。

人権を尊重しなくてはならないなど、いくつかの憲法上の保障の制約はあるが、家族関係の規制は「事実上州の排他的職分とみなされてきた領域だった」。そして、歴史を通じて、連邦政府は、家族関係に関する州法の政策判断を尊重してきた。

結婚の定義と規制に関する州の責任の重要性は、国の始まりにまで溯ることができる。憲法が採択されたとき、夫婦や親子の家族関係は州に留保された事項であるというのが共通認識だった。婚姻法は州ごとに異なりうるが、各州内では、すべての結婚したカップルについて、結婚の条件、利益及び義務は同じである。

DOMAは、長い間に確立したこうした教えを覆すものである。同性愛者に結婚の権利を与える州の決定は、彼らに尊厳と重要な意味をもつ地位を与えた。しかし、連邦政府は、州が保護しようとした同性愛というクラスを、制限と不利益を課すという反対の目的のために使っている。当裁判所は、その結果生じている損害と尊厳の否定が、第5修正によって保護される自由の核心部分を奪うことになるのか、に目を向けなければならない。ニューヨーク州が同等（alike）であるとして保護しようとした同じクラスに傷つけることを意図した連邦法は、違うもの（unlike）として扱っている。ニューヨーク州は、その主権を適切に行使したものであり、結婚制度の歴史的ルーツについてのコミュニティの熟慮と平等の意味についての理解の発展の双方を反映している。

## IV 本案—DOMAの合憲性

DOMAは、ニューヨーク州が保護しようとしたまさにそのクラスを傷つけようとしている。そうすることによって、連邦政府に適用される適正手続と平等保護という基本原則に違反している。憲法の平等の保障は、「少なくとも、政治的に不人気なグループに不利益を与えようという連邦議会のあからさまな意図は、そうしたグループに対する差別的取り扱いを正当化しないことを意味するものである」。法が、不適切な敵意や目的に動機づけられたものか判断するには、「差別が異例であれば」特に注意深い検討が必要である。DOMAは、こうした原則に合格しない。

……結婚について州の定義を承認し受け入れるという通常の伝統からDOMAが異例に乖離することで、同性カップルから、連邦法上彼らの結婚が承認されたなら付随する利益と責任を奪うよう作用している。これは、法がこのクラスを非難する目的と効果を持っている強力な証拠である。本件で問題となっている法の公言された目的と実際の効果は、疑問の余地がない州の権限によって合法的になされたすべての同性婚者に、不利益、別の地位、そしてスティグマを課すものである。

DOMAの立法史とその法文は、州が主権の行使として与えた同性婚も平等に尊重することへの妨害が法の付随的な効果以上のものあることを示している。それは、法の本質である。……DOMAの実際の効果もこの目的を確認している。同法は、連邦法全体に不平等を書き込むことによって、不平等を除去しようとしたニューヨーク州の目的を妨害している。

DOMAの主な効果は、州が承認した結婚の一部を不平等に扱うものである。同法は、同じ州内の結婚に2つの矛盾する階層を作り出すことによって、結婚したカップルのうちある者について、権利と責任を奪おうとしている。そして、同性カップルに対して、州法のうえでは結婚しているのに、連邦法上は結婚してないものとして暮らすことを強いて、州が承認し保護することを適切と判断した基礎的な人的関係（結婚のこと）

の安定性と将来の継続性を減少させている。

……この連邦法は違憲である。州が州の婚姻法によって、人間性と尊厳を保護しようとした人々を不利益に扱い傷つける目的と効果以外に正当な目的がないから。こうした保護を取り除き、これらの人々の結婚を他よりも劣ったものと扱うことによって、この連邦法は第 5 修正に違反している。本判決は、合法的に結婚した者のみに適用される。

### 3 個別意見

#### (1) 首席裁判官の反対意見

首席裁判官は、当裁判所に下級審判決を審査する権限がないとする点でも、DOMA は合憲であるとする点でもスカルIA 裁判官の反対意見に賛成であるとする。

その理由として、制定当時、全米のみならず世界中で採られていた結婚の定義（異性婚）を維持する連邦議会の決定は、統一性と安定性の利益という観点から十分に正当化されるし、たしかに過去において州の結婚の定義は尊重されてきたが、それは婚姻年齢などの問題であり、結婚そのものの定義ではなかった。342 人の下院議員と 85 人の上院議員が賛成した DOMA が悪意を法典化したとか正当な目的は全くないとする証拠はないとしている。

続けて、将来予想される同姓婚を認めていない州法にかかわる訴訟について、州の権限の尊重は逆の結論の理由になり得るし、多数意見の DOMA に固有の判断は将来の訴訟には無関係であるとして、多数意見の判断や理由づけを限定的に理解しようとしている。

(2) スカリア裁判官の反対意見（トーマス裁判官同調、スタンディングなしとする判断には首席裁判官も同調）

I スタンディング

法廷意見は、本件の核心にある法的問題についての自らの見解を語ることに熱心どころか飢えている。裁判官に与えられているのは司法権だけで、それは抽象的な問題ではなく「事件」及び「争訟」を判断する権限である。下級審で原告は損害を回復し大統領はそれを歓迎しているのに、いったい我々はここで何をするのか？

いつでもどこでもすべての憲法問題に判断を下す権限を与えられ、3権の天辺に君臨する最高裁判所は、憲法を起草し批准した人々がイメージしなかったものである。

司法権は、「法が何かを宣言する」権限ではなく、違憲の主張が訴訟の帰趨を左右し違憲の主張に相手方が反論しているときにのみ行使される。換言すれば、違憲審査権は最高裁判所の「主要な役割」でもないし別個の独立した役割でもない。我々は、紛争を解決するために必要なときにのみ、その役割を付随的に果たすのである。

本件では紛争は完全に存在しない。ウインザーは損害を回復し訟務長官も上訴棄却を求めているのだから。同じ理由で、控訴裁判所も本案の判断をすべきではなかった。原告勝訴の地裁判決に両当事者が同意したから、訴訟はそこで終了すべきだったのである。以後の手續は地裁判決の先例としての価値を高め全米に広げようという目的にすぎない。

法廷意見は、「法が何であるかを述べるのは断固として司法部の職分であり義務である」というマーベリー判決の有名な一文を振りかざしている。しかし、まさに次の一文は、本日の法廷意見が無視している重要な限定を加えている。「個別の事件にルールを適用する者は、そのルールを説明し解釈しなければならないのは当然である」。我々が法を宣言する義

務は「個別の事件」が我々の前にあるときだけである。マーベリー判決の言葉を借りるなら、本件において法を「説明し解釈する必要」はなく、当裁判所を国の中心に据えたいという願望だけである。

## II 本案について

### A

第1に、法廷意見には根拠がなくごまかしである。結婚を定義する州の権限は誰も否定しないが、それが違憲判断とどう関係するか説明がない。現実には、ユタ州が連邦に加入するときに、一夫多妻の禁止が条件とされたように、連邦政府が結婚を定義してきた長い歴史がある。

法廷意見が憲法上の平等の保障に言及しているのもおかしい。DOMA違憲の理由として引用されている3件の判決は同姓カップルの「道徳的及び性的選択」には無関係である。さらに分からないのが、平等保護条項の下で、どうして合理性の審査基準以上の審査がされているのかの説明がない。

法廷意見は「実体的適正手続」に全く言及してないが、実質は実体的適正手続だろう。しかし、法廷意見は同姓婚が「国の歴史と伝統に深く根付いた」ものとは言っていないし、もちろん、そのような主張は馬鹿げている。

結局、違憲判断は、DOMAが同姓婚カップルに対する単なる害意に動機づけられていることが理由である。

### B

憲法は、我々の社会が同姓婚に賛成することを要求も禁止もしていない。それは、破綻主義離婚、一夫多妻やアルコールの摂取の場合と同じである。

同姓婚を不道徳とみなす伝統的な考え方以外にも、DOMAには正当の

根拠がある。憎悪に満ちた心の者だけがDOMAに賛成したという法廷意見の結論は嘘である。

法廷意見は政治的に不人気なグループへの害意だけがDOMAの動機だと結論したが、この非難の対象は、どこぞの南部の州議会ではなく、我々の同輩である尊敬すべき連邦議会と大統領である。彼らにこうした言い掛かりをつけるには、最大級のはっきりした証拠が必要だし、DOMAを支持する説明をもっと検討するあらゆる努力をすべきだが、法廷意見は正反対のことをしている。

DOMA擁護の主張をひとつだけ取り上げるなら、結婚に関する連邦の統一的な定義がない場合に起きる法の抵触という困難な問題を回避できる。ニューヨーク州で結婚した同性カップルが、同性婚を認めていないアラバマ州に移住した場合、連邦法上は彼らをどう扱うのか、どちらの州法によるのかといった不確かさを、DOMAは連邦法上承認されるのはどんな結婚か明示することによって回避した。

さらに、DOMA制定当時はすべての州において異性婚のみが認められていたことから、予期せざる状況の変化から既存の法を保護する効果もあった。連邦議会が次の判断をするまでは、州レベルの変化が連邦法的作用を自動的に変えないことを保証するためである。

法廷意見はこうしたことに言及せず、連邦議会と大統領を、善意で間違いを犯したよりずっと悪いものとして非難している。法廷意見によれば、DOMAの支持者は、わざと同性婚カップルを蔑み傷つけるという悪意で行動した。

こうした非難は全く間違いである。たしかに、この法律は結婚防衛法である。しかし、伝統的な結婚を防衛することは、そうではない組み合わせを好む人々を非難したり貶めたり屈辱を与えるものではない。社会が変化を選択することはある。しかし、裁判所が変化に反対する人々を人類の敵と判断することによって変化を強制するのは別である。

法廷意見は最後から2文目で「本判決は、州によって合法的に認められた同性婚に限定される」というが、ローレンス判決においても同様の宣言を聞いた。法廷意見が同性愛の憲法上の権利を宣言したとき、我々は、政府が同性愛関係に公式の承認を与えなければならないか（つまり、同性婚を認めなければならないか）とは全く無関係であると保証された。なのに本判決で、DOMAが違憲である理由としてローレンス判決が引用されている。

州の同性婚禁止に対する法廷意見の見解は、同意見のなかにはっきりと示されている。DOMAが違憲とされた本当の理由は、同性婚カップルへの単なる害意に動機づけられていることだった。同性婚を認めない州法について、同じ結論に至ることは、何と簡単で何と避けがたいことか。法廷意見の理由づけを、「DOMA」を「この州法」と、「州が承認した結婚」を「憲法上保護される性的関係」と書き換えるなどすれば、容易で不可避である。連邦議会が同性カップルから、不合理にも敵意をもって、州議会が彼らに与えた「人格と尊厳」を奪ったと認定したその最高裁判所が、そうした「人格と尊厳」を認めない州議会にも同様の判断をするのは確実である。この最高裁判所に関するかぎり騙されてはいけない。

同性婚の論争は自己統治の政治システムによるべきであり、実際あちこちで双方は勝ったり負けたりしてきた。我々は本日、この論争のすべての当事者に、解決するのはあなた方で、我々はその解決を尊重すると約束すれば良かったのである。

だが法廷意見はそうしなかった。本日の判決への賛否は分かれるだろう。かくも多くの人々にかくも重要な論争だから当然である。しかし、法廷意見は、勝者から偽りなき勝利を奪い、敗者から公正な敗北から生ずる平穏を奪ったのである。

(3) アリトー裁判官の反対意見（本案についての合憲判断にはトーマス裁判官同調）

パートナーの性別は無関係であると結婚を理解する根拠を憲法に見いだすことはできない。その選択は憲法ではなく、人民や連邦や州の議会に委ねられているとして、DOMAの合憲性を支持する。

スタンディングについては、連邦政府にはスタンディングなしとするものの、首席裁判官やスカリア裁判官と異なり、連邦法の違憲判決に大統領が合憲の主張を放棄した狭いカテゴリーの事件では連邦議会にスタンディングがあり、本件でもカリフォルニア州の事件でも、訴訟参加人にスタンディングありとしている。

## 二 解説

### 1 マスコミの評価

まず判旨を簡単に確認しておこう。

法廷意見が最後に断っているとおり、判決は、州が認めた同性婚について、連邦法が結婚とは扱わないことを違憲と判断したもので、同性婚の権利を認めて同性婚を禁止する多くの州法に違憲判断をしたわけではない。判決を伝えるUSA Todayの見出しは「判決は全国的な同性婚禁止と全国的な同性婚許容の中間の理由づけ」<sup>(6)</sup>となっている。

法廷意見は、結婚については州権を尊重するという連邦主義の原則からすればDOMAは異例のものであって、同性愛者とその家族に対する害意が動機であり、連邦法全体に不平等を書き込んだと断じて、そもそも立法目的が許されないと判断した。

---

<sup>(6)</sup> <http://www.usatoday.com/story/news/politics/2013/06/26/supreme-court-gay-lesbian-california-marriage>